

法 令 名	徳島県豊かな森林を守る条例 〔平成25年12月19日 徳島県条例第67号〕
制 度 の 趣 旨	森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進に関し、基本理念を定め、県、県民、森林所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、森林の適正な管理を推進し、森林の適正な利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、本県の豊かな森林を現在及び将来にわたって守り、次の世代に引き継ぐことを目的とする。
指 定 地 域	○ 森林管理重点地域（条例第14条） 知事は、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる種別に応じて森林管理重点地域として指定することができる。 （１）第１種森林管理重点地域（とくしま県版保安林） 特定の行為を制限して管理すべき地域 （２）第２種森林管理重点地域 計画的な林業生産活動により管理すべき地域 （３）第３種森林管理重点地域 森林を整備し保全する必要がある地域〔県内全森林の約85%を指定〕
規 制 等 内 容	１ 森林の取引等に関する事前届出等（条例第18条） 森林所有者が、森林管理重点地域において土地所有権等の移転を伴う契約を締結するときは、90日前までに届け出なければならない。 ※）第２種森林管理重点地域で、林業に資する権利移転の場合は届け出が30日前まで短縮。 ※）第３種森林管理重点地域で、権利移転する土地面積が1 ha 未満の場合は届け出不要。 ２ 第１種森林管理重点地域における規制等 （１）立木の伐採の制限（条例第23条） 単一年度に1箇所当たり20haを超える皆伐による伐採をしてはならない。 （２）小規模林地開発行為等の届出（条例第24条） 土地の形質変更（0.1ha以上1 ha 未満）や流水等を採取する設備の設置（20m³/日以上）などの小規模林地開発行為を行う場合は、30日前までに届け出なければならない。 （３）小規模林地開発等区域内における行為の制限（条例第25条） 次の行為をしてはならない。 ア 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある行為 イ 土砂の流出又は崩壊その他災害を発生させるおそれがある行為 ウ 水害を発生させるおそれがある行為
許 可 手 続	<pre> graph LR A[森林所有者] -- 事前届出 --> B[東部農林水産局 南部総合県民局 西部総合県民局] B -- 報告 --> C[林業戦略課] B -.- "(助言・指導)" --> A </pre>
照 会 先	農林水産部林業戦略課（088-621-2447）